

横浜市定期報告手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第1項及び第3項の規定による報告（以下「定期報告」という。）に関する手続き等について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、別に定めるもののほか、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）及び横浜市建築基準法施行細則（昭和38年2月横浜市規則第13号。以下「細則」という。）の例による。

(概要書の閲覧)

第3条 細則第4条に規定する申請書について、省令第11条の4第1項第3号又は第4号に掲げる書類の閲覧に係るものは、第1号様式によるものとする。

(市長が定める報告の期間)

第4条 細則第6条第2項、第7条第2項第2号に規定する市長が定める期間は、次の表の（あ）の欄に掲げる用途に供する建築物ごとに、特定建築物については、同表の（い）欄に掲げるもの、昇降機以外の定期報告対象特定建築設備等（防火設備を除く。）については、同表の（う）の欄に掲げるもの、昇降機以外の定期報告対象特定建築設備等のうち防火設備については、平成29年を始期とし、同表（う）の欄に掲げるものとする。

	(あ)	(い)	(う)
(1)	劇場、映画館、観覧場（屋外観覧場は除く）、公会堂、病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	ア 平成28年5月1日から8月31日まで イ 平成30年を始期とし、3年ごとの5月1日から8月31日まで	毎年5月1日から8月31日まで
(2)	演芸場、集会場、ホテル、旅館、体育館（学校に附属するものを除く）、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	ア 平成28年9月1日から12月31日まで イ 平成30年を始期とし、3年ごとの9月1日から12月31日まで	毎年9月1日から12月31日まで
(3)	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所	ア 平成28年5月1日から8月31日まで イ 平成31年を始期とし、3年ごとの5月1日から8月31日まで	毎年5月1日から8月31日まで
(4)	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、展示場又は複合用途建築物（細則第6条第1項の表（4）の区分に該当する特定建築物）	ア 平成28年9月1日から12月31日まで イ 平成31年を始期とし、3年ごとの9月1日から12月31日まで	毎年9月1日から12月31日まで
(5)	児童福祉施設等（入所者のための宿	ア 平成28年5月1日から8月31日まで	毎年5月1日から

	泊施設を有するものに限る。)	イ 平成29年を始期とし、3年ごとの5月1日から8月31日まで	8月31日まで
(6)	共同住宅、寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法第五条の二第一項第六号に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。)	ア 平成28年9月1日から12月31日まで イ 平成29年を始期とし、3年ごとの9月1日から12月31日まで	毎年9月1日から12月31日まで
備考	<p>1 建築物の用途が（あ）欄に掲げる用途の（1）から（6）の区分のうち、2以上の用途の区分に該当する場合については、特定建築物及び昇降機以外の定期報告対象特定建築設備等についての報告の期間は、その主たる用途の区分によるものとする。</p> <p>2 細則第7条の2の2第3項に規定する使用を再開した特定建築物及び昇降機以外の定期報告対象特定建築設備等については、再開した年の翌年以降より、本項の定める期間に基づき、報告するものとする。</p>		

2 定期報告対象特定建築物等の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。以下「所有者等」という。）は、細則第6条第2項、同第7条第2項又は同第7条の2第1項の報告の時期を変更しようとする場合は、第2号様式により、市長に届け出るものとする。

3 市長は、前項の申請があった場合、変更しようとする時期が、次の各号に掲げる種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げる期間で、変更することが合理的であり、かつ、安全上、防火上又は衛生上支障がないと認められるときは、定期報告対象特定建築物等の報告の時期を変更するものとする。

(1) 定期報告対象特定建築物等（昇降機及び工作物を除く。） 細則第6条第2項又は同第7条第2項により定めによる報告の年の、5月1日から8月31日までの期間又は9月1日から12月31日までの期間

(2) 昇降機及び工作物 報告月の6箇月前までのいずれかの月

（改善計画書の提出）

第5条 市長が定期報告の内容を踏まえ、安全上、防火上又は衛生上特に改善等を要すると認め、改善計画を求めた場合は、当該報告に係る定期報告対象特定建築物等の所有者等は、速やかに、第3号様式により、市長に報告するものとする。

（改善完了届の提出）

第6条 前条の改善等を完了したときは、当該所有者等は、速やかに、第4号様式により、市長にその旨を届け出るものとする。

（除却・廃止届）

第7条 定期報告対象特定建築物等の所有者等は、当該定期報告対象特定建築物等の除却又は廃止がなされたときは、速やかに、第5号様式により、市長にその旨を届け出るものとする。

(対象外届)

第8条 定期報告対象特定建築物等のうち昇降機又は工作物の所有者等は、当該昇降機又は工作物が法第12条第1項又は第3項の規定の適用を受けなくなったときは、速やかに、第6号様式により、市長に届け出るものとする。

(所有者等変更届)

第9条 定期報告対象特定建築物等の所有者等は、所有者又は管理者の氏名又は住所若しくは当該建築物の名称が変更されたときは、速やかに、第7号様式により、市長にその旨を届け出るものとする。

(提出部数)

第10条 第3条、第4条第2項、第5条、第6条、第7条、第8条及び第9条の規定による届出等の提出部数は、各1通（返却が必要な場合にあつては、2通）とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合には、この要綱とは別に、建築局長が定めるものとする。

附則 この要綱は平成28年6月1日から施行する。

附則 この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附則 この要綱は令和3年9月30日から施行する。

建築基準法第12条第1項及び第3項に基づく
定期報告の概要書閲覧票

年 月 日

(申請先)
横浜市長

(閲覧者) 住所
所属・氏名

電話

建築基準法第93条の2の規定により、次の建築物に関する書類の閲覧を請求します。

閲覧理由	
------	--

物件記入欄

	建物所在地（住居表示）及び 建物名称	整理番号（複数記載可）	※受付欄
1	建物所在地： 建物名称：		建築物 件 建築設備 件 防火設備 件 昇降機 件 遊戯施設 件
2	建物所在地： 建物名称：		建築物 件 建築設備 件 防火設備 件 昇降機 件 遊戯施設 件
3	建物所在地： 建物名称：		建築物 件 建築設備 件 防火設備 件 昇降機 件 遊戯施設 件

(注意) ※印のある欄は、記入しないでください。

定期報告対象特定建築物等の報告時期の変更届

次の 建築物等（建築物・建築設備・防火設備） 昇降機等（昇降機・遊戯施設） について、次のとおり定期報告の報告時期を変更したいので、届け出ます。

(届出先)

年 月 日

横浜市長

届出者 住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電話 ()

(ご担当者氏名)

1 建築物等の概要	(1) 建築物等の所在地	(住居表示)		
		(地名地番)		
	(2) 建築物等の名称 及 整理番号	↓届出を行うものにチェックを入れ、整理番号を記入してください。 <input type="checkbox"/> 建築物等 (02-) <input type="checkbox"/> 昇降機等 (02-) ※1		
	(3) 建築物の用途			
2 変更事項	報告の時期	種類	建築物等	昇降機等
		新	<input type="checkbox"/> 5月から8月 <input type="checkbox"/> 9月から12月	<input type="checkbox"/> ()月
		旧	<input type="checkbox"/> 5月から8月 <input type="checkbox"/> 9月から12月	<input type="checkbox"/> ()月
3 変更の理由				
受付欄 ※2	(注意) ※1 昇降機等の対象が複数あり、各欄内に記載できない場合は別紙を添付してください。 ※2 この欄は、記入しないでください。			
				システム入力 ※2

建築物・建築設備・防火設備改善計画書

（第一面）

建築物・建築設備・防火設備定期報告の結果について（通知）（ 第 号 年 月 日付）に基づき、次のとおり改善計画を報告します。

（届出先） 年 月 日

横浜市長

届出者 住所
氏名
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）
電話 （ ）
調査・検査者 住所
氏名
電話 （ ）
資格等（ ）級建築士（ ）登録 第 号
（特定建築物調査員・防火設備検査員・建築設備検査員）
資格者証 第 号

建築物 の概要	所在地		
	名称		
	用途		
整理番号	(02- - - -)		
改善事項 ※1	改善内容	改善（補修）完了予定年月日	
備考		受付欄 ※2	

（注意）

※1 記入時において改善事項欄、及び改善内容欄が不足した場合は第二面に記載し、第一面に添付してください。

※2 この欄は記入しないでください。

(第二面)

改 善 事 項	改 善 (補 修) の 内 容	改善 (補修) 完了予定年月日
備 考		

(第二面)

改 善 事 項	改 善 (補 修) の 内 容	改 善 (補 修) 年 月 日
備 考		

定期報告対象特定建築物等の除却、廃止届

次の定期報告対象特定建築物等（建築物・建築設備・防火設備） 昇降機等（昇降機・遊戯施設）を除却又は廃止したので、届け出ます。

年 月 日

（届出先）
横浜市長

届出者 住所
氏名
電話 ()
(法人の場合は、その事務所の所在地、名称・代表者の氏名)

1		所有者の住所及び氏名		
2		管理者の住所及び氏名		
3	(1)	所在地		(住居表示)
				(地名地番)
	(2)	名称及び整理番号		↓届出を行うものにチェックを入れ、整理番号を記入してください。 <input type="checkbox"/> 建築物等 (02-) <input type="checkbox"/> 昇降機等 (02-) ※1
		(3) 用途		
		(4) 構造		
(5) 規模		階数 (地上 階・地下 階)、延べ面積 (m ²)		
4	特定建築設備等（昇降機を除く。）の概要	建築設備	<input type="checkbox"/> 機械換気設備 <input type="checkbox"/> 空気調和設備 <input type="checkbox"/> 排煙設備 <input type="checkbox"/> 非常用の照明装置	
		防火設備	<input type="checkbox"/> 防火扉 <input type="checkbox"/> 防火シャッター <input type="checkbox"/> 耐火クロススクリーン <input type="checkbox"/> ドレンチャー <input type="checkbox"/> その他	
5	昇降機等概要	昇降機等	<input type="checkbox"/> 昇降機 <input type="checkbox"/> エスカレーター <input type="checkbox"/> 小荷物専用昇降機	
		遊戯施設	<input type="checkbox"/> 高架の遊戯施設 <input type="checkbox"/> 回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	
6	前回報告年月日及び整理番号		建築物	年 月 日 号
			建築設備	年 月 日 号
			防火設備	年 月 日 号
			昇降機・遊戯施設	年 月 日 号
7	除却及び廃止の理由			
8	除却及び廃止年月日		年 月 日	
受付欄 ※2			(注意) ※1 昇降機等の対象が複数あり、各欄内に記載できない場合は別紙を添付してください。 ※2 この欄は、記入しないでください。	

昇降機・遊戯施設の対象外届

次の昇降機・遊戯施設について、定期報告の対象外となったため、届け出ます。

(届出先)

年 月 日

横浜市長

届出者 住所

氏名

電話 ()

(法人の場合は、その事務所の所在地、名称・代表者の氏名)

1	所有者の住所及び氏名			
2	管理者の住所及び氏名			
3 建築物等の概要	(1) 所在地	(住居表示)		
		(地名地番)		
	(2) 名称及び整理番号	↓届出を行うものにチェックを入れ、整理番号を記入してください。 <input type="checkbox"/> 建築物等 (02-) <input type="checkbox"/> 昇降機等 (02-) ※1		
	(3) 用途			
	(4) 構造	階数 (地上 階・地下 階)、延べ面積 (m ²)		
4 昇降機等の概要	昇 降 機	<input type="checkbox"/> 昇降機 <input type="checkbox"/> エスカレーター <input type="checkbox"/> 小荷物専用昇降機		
	遊 戯 施 設	<input type="checkbox"/> 高架の遊戯施設 <input type="checkbox"/> 回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの		
5	対象外となった理由 (添付資料)			
6	確認済証交付者 確認済証交付年月日 及び番号	年 月 日 号		
7	検査済証交付者 検査済証交付年月日 及び番号	年 月 日 号		
8	前回報告年月日 及び受付番号	年 月 日 号		
受付欄 ※2			判定 ※2	

(注意)

※1 昇降機等の対象が複数あり、各欄内に記載できない場合は別紙を添付してください。

※2 この欄は、記入しないでください。

